

○群馬県警察の広報に関する訓令の制定について(例規通達)

昭和 50 年 4 月 1 日

群本例規第 8 号 (秘書) 警察本部長

[沿革]

昭和 62 年 4 月群本例規第 7 号 (務)、平成元年 3 月第 6 号 (務)、4 月第 14 号 (務)、12 年 3 月第 12 号 (総)、13 年 3 月第 5 号 (務)、19 年 6 月第 18 号 (広) 改正

昭和 50 年群馬県警察本部訓令甲第 7 号をもつて、群馬県警察の広報に関する訓令を制定し、昭和 50 年 4 月 1 日から施行することとしたから、次の諸点に留意し運用上誤りのないようにされたい。

記

第 1 制定の趣旨

従来、広報活動に関しては、群馬県警察広報規程 (昭和 30 年本部訓令第 17 号) に基づき運用してきたところであるが、広報体制を整備し県警一体となつて組織的、計画的な広報活動を積極的に実施するため、従前の規程の全部を改正し、新たに広報活動に必要な規程を定めたものである。

第 2 解釈及び運用方針

1 広報活動の意義 (第 2 条関係)

社会の進展に伴い、価値観の多様化や連帯意識の希薄化が進み、地域社会は急速に変ぼうしようとしており、警察運営が真に県民の側に立つて進められるためには、警察の姿勢、警察活動の実態を正しく県民に知らせ、警察に対する評価を高め、その信頼を得る必要がある。

広報活動は単に印刷物を作成したり、展覧会を開催すれば足りるのではなく、その本質は、種々の広報媒体を通じて積極的に県民生活の安全を守る警察の姿勢とその活動の実態を周知させるとともに、警察に対して要望していることを正確には握し、これを警察運営にタイミングよく反映させ、県民の理解と協力を得るものでなくてはならない。

2 広報事務の分掌 (第 3 条関係)

所属長は、広報関連情報の一元的管理による円滑かつ組織的な広報活動を推進するため、次に掲げる事項については、警務部広報広聴課広報官との連携を密にするとともに、その助言を十分尊重して広報すること。

- (1) 社会的に注目され、又はニュース効果が高いと認められる重要特異な事件・事故の発生及び処理状況
- (2) 警察関係施設、機構、装備等の整備状況
- (3) 警察関係の主要な各種行事及び啓もう宣伝活動
- (4) 各所属所掌事務のうち、特に県民に周知徹底を図りたい法令等又は県民に要望したい事項若しくは県民の協力を得たい事項

(5) 警察又は警察職員の活動及び警察をめぐる第三者の活動、行動等で、これを積極的にPRすることにより警察（及びその活動の）イメージの向上に役立つと認められるもの

(6) その他職員に関する紛争等が予想される事案

3 広報事務担当者等の指定（第4条関係）

広報活動の円滑な推進を図るため、本部各課に広報事務担当者及び広報事務担当補助者を置くこととした。

(1) 広報事務担当者

広報事務担当者は、所属長の指揮を受け、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 広報重点事項の実施に関すること。

イ 各所属で自主的に企画する広報活動の実施に関すること。

ウ 広報活動に関する所属職員の指導教養に関すること。

エ 所属内の各係及び他の関係機関との広報活動の連絡調整に関すること。

(2) 広報事務担当補助者

広報事務担当補助者は、広報事務担当者を補佐し、資料の収集・整理及び広報企画の策定に参画するなどの広報事務に従事する。

4 広報連絡会議（第5条、第6条関係）

広報活動を有効かつ総合的に推進するため、必要に応じ広報連絡会議を開催することとした。

広報連絡会議においては、訓令に定めるもののほか、おおむね次の事項について協議する。

(1) 各部課（警察署にあつては各課係）における広報事務の連絡

(2) 広報媒体の具体的な利用計画

(3) 広報紙（誌）の編集計画

(4) 広報技術の研修

(5) その他必要な事項

5 広報活動の計画と実施（第7条、第8条関係）

(1) 広報活動実施計画

広報活動の実実施計画策定に際しては、従来の慣習や形式にとらわれることなく、特に次の事項に留意して効果のあがるように努めること。

ア 広報主題

部内の連絡調整を十分に行うとともに、社会情勢と警察活動の実態に即応し、現在なにを重点に広報しなければならないかを見極め焦点を絞ること。

イ 広報の対象

広報対象については、訴える相手の職業、年齢、性別、知識及び地域等による共通の要求、考え方などを分析検討し、その実態をよくは握すること。

ウ 広報の手段（媒体・表現）

各種広報媒体をは握して、その機能をよく理解し、どのような媒体を選び、いかに表現するか、また利用方法はどうかなど多角的に検討すること。

エ 広報資料の収集

写真、統計、さし絵などの広報資料を日常から計画的に収集整理し、豊富な資料の組合せから優れたアイデアを生み出すこと。

オ 広報の時機

広報活動はとりわけスピードとタイミングが重視されるので、最も適切な時機に最新の素材をもつて行うように配慮すること。

(2) 広報の実施事項

本部及び警察署において実施する広報の実施事項は、おおむね次に掲げるものとする。

ア 県警察の運営方針の普及徹底及び活動状況

イ 警察において行う施策の目的、内容、結果等活動実態の啓もう

ウ 警察関係法令、条例及び規則等の周知徹底

エ 大規模な不法事態及び天災地変、その他突発事案事故等による災害に対する予防、鎮圧、避難、救護等の措置並びに事案事故の真相及びその他の伝達

オ 重要犯罪の予防及び検挙について県民に協力依頼する事項

カ その他警察のイメージ向上を図るための職場の明るい話題、職員の動向等

(3) 広報活動の実施方法

広報活動は、次の各号に掲げるところによるなど、適宜適切な方法を選んで行うものとする。

ア 広報紙（誌）の発行

広報紙（誌）、パンフレット、リーフレット、ポスターなど印刷物は、所属においてそれぞれ随時発行すること。その内容については、努めて写真、図表などを多く取り入れ、また、割付け、文章内容などについても広報連絡会議などで衆知を集め創意工夫をこらすとともに、有識専門家等の助言を得るなどして、技術の向上に努め広報効果をあげること。

- ・ 警務部広報広聴課（以下「広報広聴課」という。）では、部外広報誌「群馬のまもり」、部内広報紙「広報のしおり」を発行する。
- ・ 各警察署は、広報広聴課から送付された「群馬のまもり」を各種団体、学校その他へ配布し、「広報のしおり」は、職員の広報活動実施上の参考資料として活用すること。

イ 官公庁及び各種団体広報紙の利用

印刷媒体については、従来の慣習にとらわれることなく、管内の諸官公庁及び各種団体の発行する広報紙（誌）を多角的に利用するとともに、常に当該編集者と良好な人間関係の保持に努めるほか、配布対象に密着した広報主題を寄稿すること。

官公庁発行の広報紙（誌）への寄稿については、締切期日、紙面のスペース等を考慮し、関係資料を添えて送付すること。

ウ 報道機関に対する素材提供

報道関係者との間には、常に相互の信頼関係の確立に努めなければならない。また、素材の提供にあたっては、報道機関の持つ社会的使命と重要性を認識し、常に正しい報道ができるように協力すること。

エ 街頭掲示

- (ア) 本部においては、庁舎掲示板に、ポスター、パネル及び速報写真等を掲出するなど積極的にその活用を図ること。
- (イ) 署においては、県本部から配布され、又はその所属で作成したポスター、パネル及び広報写真等を署の掲示板に掲出するなど積極的にその活用を図ること。
- (ウ) 各種公共団体等の掲示板の利用については、その都度事前に関係者からの了解を得て積極的にその活用を図ること。
- (エ) 駅、電車、バス、その他多数人の出入乗降するところにも必要により広報資料を掲示すること。

オ 放送施設の利用

駅、劇場、農協、商店などの放送施設や広報車を利用しての広報活動を行う場合には、業者の正常な業務を阻害しないよう留意するとともに、放送時間帯及び聴取者の性別、年齢、職業などを考慮して、具体的に効果のあがる内容のものとする。

カ 庁舎施設などの見学

庁舎施設見学の申出があつたときは、支障のない限り努めて希望に応ずるものとする。また、見学者に対しては、懇切丁寧に警察側の説明を行い、一層の協力を呼びかけるようにすること。

キ 便宜供与

映画、演劇、テレビ、ラジオ番組などの制作、公演、放送などに関して便宜供与の申込みがあつたときは、その目的、趣旨などについて広報広聴課に連絡し、広報上効果があると認められるときは、資料の提供、撮影、録音、対談、寄稿などのあつせん、その他必要と認める便宜を与えること。

ク 広報協力を求められる組織、人の利用

広報活動に協力を求められる組織、人をは握して、これとの人間関係をつくり必要に応じこれをタイムリー適切に利用する。また、常にアイデア、デザイン、レイアウトなどのアドバイスを得られるようにすること。

ケ 警察音楽隊の活用

音楽隊のもつ高い広報効果を認識し、群馬県警察音楽隊に関する訓令第 12 条に定める事項について積極的に活用するように努めること。

6 報道機関との連絡協調（第 9 条関係）

警察職員は、報道機関のもつ公共性とその使命を十分認識し、報道関係者の待遇にあつては、相互の信頼と協力を図るよう努めること。

7 広聴活動（第 10 条関係）

(1) 広聴活動の趣旨

広聴活動とは、広く県民の意見、要望、批判等を聴き、これを警察運営に反映させるとともに、警察活動の実態を説明して、その理解と協力を得るための諸活動である。

(2) 広聴活動の態様

幅広い県民層からの意見又は要望等の収集は、パブリックコメントを始め、相談業務、県警察ホームページによる意見収集等のほか、警察署協議会、警察協力団体主催会議等各種会合、警察職員の職務執行の過程等あらゆる活動を通じて行わなければならない。

(3) 警察に対する住民の意見、要望等の調査

警察署において、住民の意見又は要望等の調査を実施するときは、あらかじめ、その趣旨、方法等を警察本部長（以下「本部長」という。）に報告すること。

(4) 苦情等に対する処理

住民から警察に対する苦情等を受理した場合は、別に定める群馬県警察苦情等取扱い処理要綱の制定について（平成3年群本例規第4号）に基づき、迅速かつ適切に処理するものとする。

8 報告等の経由すべき課

広報に関する訓令及びこの例規通達により所属長の本部長に対する報告その他の手続は、経由すべき課について別に定めがない限り広報広聴課長を経由して行うこと。

9 各種帳票について

訓令及びこの例規通達を運用するため必要な各種帳票については、別途通達する。